

# 総務生活常任委員会

日時：令和4年6月21日（火）

総務生活分科会終了後

場所：第3委員会室

## 1 付託議案の審査

- 報告第12号 専決処分した事件の承認について  
(島田市税条例の一部を改正する条例)
- 報告第13号 専決処分した事件の承認について  
(島田市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第40号 島田市職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 議案第41号 島田市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第45号 島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 財産の取得について

## 2 その他

- 市長戦略部
  - ・戦略推進課

## 付託議案審査項目（総務生活常任委員会）

令和4年6月21日

【議案頁/説明書・参考頁】

○報告第12号 専決処分した事件の承認について  
（島田市税条例の一部を改正する条例） ----- 18~19/ 8~15

○報告第13号 専決処分した事件の承認について  
（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例） ----- 20~21/16~21

○議案第40号 島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
----- 31~32/26~29

○議案第41号 島田市税条例等の一部を改正する条例について ----- 33~36/30~43

○議案第45号 島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について  
----- 43/62・63

○議案第49号 財産の取得について ----- 47/68・69

## 旧金谷中学校跡地活用事業に関する今後の方針について

## 1 アウトレット関連事業中止後の取組みについて

旧金谷中学校跡地活用事業は、令和2年8月にアウトレット関連事業が中止となりました。その後、市では、事業再開に向けた取組を次のとおり実施しました。

## (1) トライアル・サウンディングの実施

- ・実施目的 実験的に事業者に事業用地を使用してもらい、市場性や活用可能性を探る。
- ・実施期間 令和3年7月～令和4年1月
- ・事業数 4事業
- ・実施内容 キャンプ、星空観察会、マルシェ

## (2) マーケットサウンディングの実施

- ・実施目的 民間事業者との対話を通じ、事業用地活用に向けて、意見や要望を広く収集する。
- ・事業者数 17事業者

## (3) その他 県内及び首都圏企業への情報提供やヒアリング、ドローンを活用した事業用地のPR動画の作成などを実施しました。

## 2 スケジュールについて

別紙のとおり

## 3 旧金谷中学校跡地の活用に向けた基本計画の修正について

事業再開に向けた取組みやコロナ禍、SDGsなどの社会情勢等の変化を踏まえ、より多くの事業者から提案いただけるよう、基本計画に掲げる方向性や活用コンセプトなどを次のとおり見直します。

項目	修正後	修正前
目標	広域的な交流人口の拡大、賑わいの創出	広域的な交流人口の拡大、賑わいの創出
方向性	観光・交流や自然とアウトドア活動の場として、交流人口拡大と賑わい創出を図る施設を整備	観光・レクリエーションの拠点として、観光・交流機能の充実、美しい茶園と調和する自然とのふれあいの場を整備
活用コンセプト	食、茶、スポーツ、健康、学びなどをテーマとして人が集い、楽しみ、憩うことができるオリジナリティある交流・賑わいの拠点の整備	食や茶やスポーツ等による心身の健康などをテーマとして、訪れる人に憩いや癒し、新しいライフスタイル等を提供するオリジナリティある交流・賑わいの拠点の整備

項目	修正後	修正前
導入を期待する機能の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活・文化などを学び、体験し、楽しむ場</li> <li>日常から離れたゆとりの空間・時間を過ごす憩いの場</li> <li>地域の特色を生かした自然体験やアウトドア活動の場</li> <li>スマートで落ち着いた雰囲気のカリエイティブの場</li> <li>周辺地域に開かれたヒト・モノ・情報の交流の場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族や友人、地域住民がコミュニケーションを通じて日本の生活・文化の体験などを楽しむ場</li> <li>ここでしか出会えないようなシンボリックな空間</li> <li>地域風土を活かした自然とのふれあいの場</li> <li>周辺資源との相互作用を促す観光、レクリエーションの拠点</li> <li>周辺地域に開かれたヒトやモノの交流を育む場</li> </ul>

※アンダーライン箇所が、修正箇所です。

※今後の関係機関との調整により、若干、内容が変わることがあります。

#### 4 補助制度の創設について

##### (1) 背景・目的

令和3年度に実施したトライアル・サウンディングやマーケットサウンディング等では、民間事業者から行政に対し、賃料の減額や事業費に対する補助金などの支援が求められています。事業用地の効果的な活用を促進するためには、民間事業者がより参入しやすい環境を整える必要があることから、事業用地の整備等に要する費用の一部を支援していきます。

##### (2) (仮称)旧金谷中学校跡地活用事業費補助金(案)の内容について

項目	内容
補助対象経費	①事業用地の開発に要する費用 事業用地内の造成、調整池等の整備費 ②市が求める特定機能の整備に要する費用 多目的交流スペース(周辺地域に開かれたヒトやモノの交流を育む広場や駐車場等) ※①、②とも工事費及び実施設計に要する費用を対象とする。
補助対象期間	令和6年度まで
補助率	補助対象経費の1/2
補助上限額	50,000,000円
補助額	事業者が提案する額
備考	財源として空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金を活用する。(補助率1/2)

※令和5年度の予算計上を予定しているため、議会の議決を条件とすることとして、この補助制度(案)を募集要項に記載します。

令和4年6月21日  
市長戦略部戦略推進課

旧金谷中学校跡地活用事業のスケジュール(案)について

内容	令和4年度												令和5年度												令和6年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
旧金谷中学校跡地の活用に向けた基本計画の修正	→																																			
旧金谷中学校跡地活用事業 事業者公募													→																							
優先的交渉権者の決定																									→											
事業者との賃貸借契約の締結													→																							
開発行為等土地利用手続き																									→											
工事																									→											
(仮称)旧金谷中学校跡地活用事業費補助金																									→											

※工事完了は事業者の事業計画による

※事業の進捗に応じて、随時、スケジュールを見直すため、前後することがあります。

※(仮称)旧金谷中学校跡地活用事業費補助金は、「空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金」を財源とすることから、「空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金」の事業期間と同じ令和6年度までに完了した事業を対象とする。